

<p>2019年 5月1日 NO.281</p>	<h1>京浜ユニオン</h1> <h2>ニュース</h2>	<p><b>労働組合・京浜ユニオン</b></p> <p>〒144-0033 東京都大田区西蒲田4丁目32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン</p>
----------------------------------	-------------------------------	---

## 4月労働法改正法施行と問題点

——経営者には自ら法を守る意思はないと思え！——

### 最低5日有給休暇取得、企業に義務について

2019年4月から企業に義務付け、違反すると1人あたり30万円以下の罰金。年休をいつ取るかは本来働き手の自由。今取れている職場・個人は今まで通りで。会社独自の夏休みなどを年休に振替、消化させようとする企業もあるので注意(消化偽装)。

### 罰金付残業規制

2019年4月から残業は月45時間年360時間と原則を明記。月45時間は健康を守るライン。仕事が忙しい場合でも、単月で100時間未満。2~6ヶ月平均で月80時間以内。年720時間以内。原則月に45時間を超えていいのは6回。

違反すると6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金。ただし、この時間数には休日労働の時間がふくまれない。含むと960時間になる←ここは問題！

上限は過労死ラインと同じ。万が一過労死が起きた場合、経営者が「法律通り働かせているだけ」と主張したら責任を追及できるのか←ここは問題！

医師・建設・自動車運転は適用は5年後←ここも問題！

また、大手が休めば中小にしわ寄せ残業が増える問題もある。個人事業主であるコンビニやクリーニング店のオーナーも適用外。←この問題もあり。

36協定に「特例(特別条項)」をつけるな！そもそも法定内の時間外労働自体が特別なことから。

### 労働時間把握

厚生労働省のガイドラインではタイムカード・パソコンのログイン・ログオフといった客観的に把握することが決められている。自己申告で記録する場合、自己申告と会社への入退記録のずれが大きいような場合は、企業が実態調査することを求めています。裁量労働制の人や管理職も対象になりました。

## 教員の「変形労働時間制」実施へ

夏休み期間などの「閑散期」の勤務時間を減らすかわりにふだんの勤務時間を増やし、年間の残業時間を減らす制度。2017年4月に文科省が公表した教員勤務実態調査では週20時間以上の残業している教員が中学校では6割、小学校では3割にのぼる。名古屋大の内田准教授は「今でも中学校では平日に11時間以上働いている。夏休み中にも残業がある。閑散期があるという文科省の認識は間違い」と指摘。

解決の手段は教員を増やし、1人あたりの仕事を減らすこと。「給特法」を廃止して、残業代を払うこと。残業代を払うことで、管理職に時間管理をさせる。

## 労働者代表の選出方法をチェック

労働省の省令などに「使用者の意向を排除すること」が明記された。いままで野放し状態で横行していた「会社側が指定する人物が代表になる」ことは明確に違法。そのような者は労働者代表になれない。36協定による時間外労働も、高プロ制度も、労働者代表か、過半数組合がそれに合意しなければ実施できない。

無記名一票投票を実施させ、労働者代表になろう。

## 同一労働同一賃金

不合理な待遇差禁止。非正規社員から説明を求められたら、企業は待遇差の内容や理由について説明義務がある。

違いを認めない(残業割増率・交通費・食事手当・慶弔休暇・食堂休憩室の利用)違いを認めている(基本給・賞与・昇給)。最低賃金ギリギリの「名ばかり正社員」は450万人。正社員の待遇を下げて格差を縮小する動きに注意。

## 中小企業の残業割増率引き上げ

2023年4月から中小企業でも、月60時間以上の場合150%に。今すぐじゃないことに注意。

## 高度プロフェッショナル制度の導入(残業代ゼロ制度)

実施には労使協定が必要。労働者が反対すれば阻止できる。年104日の休日だけか義務。土日以外全部働かせても違法にならないという悪法！24時間営業のコンビニのように労働者に対し昼も夜もなく24時間働け、年中無休で休みなく働けという制度です。

過労死しても、労働時間の管理記録もないので、労災申請すらできない。

また、現在年収1075万円以上の労働者は4%が、経団連は「10%ぐらいに適応できるように」と発言。官僚は「小さく産んで、大きく育てる」が常套手段。経団連は年収400万円以上を対象とすることを提案している。年収額引き下げによる対象者の拡大に注意が必要。

# お花見報告

3月31日、桜の花も満開を迎える中、東糀谷第一公園に組合員、友好労組の仲間とお孫さんを含め 11 名が集まり、お酒、お寿司、つまみなど、そして余興では、歌、俳句、川柳を楽しみながら、和やかにひと時を過ごしました。当日参加された方の作品で、最優秀賞、特別賞を紙面を借りて発表させていただきます。

俳句

最優秀賞 浅野さん 孫連れて仲間と花見花ぶとん

特別賞 ちあき君 はるさめはまあぼはるさめおいしいな

川柳

最優秀賞 小野さん 法律を私物化するな裁判官

特別賞 ちあき君 とうさんずっといないからかなしい

以上、皆様のご協力ありがとうございました。(松下)



## 5月のスケジュール

9日(木)例会	午後 6:30	西蒲田事務所
23日(木)運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所
26日(日)機関紙	午後 1:00	西蒲田事務所
27日(月)機関紙	午後 1:00	西蒲田事務所

## 6月のスケジュール

6日(木)例会	午後 6:30	西蒲田事務所
20日(木)運営委員会	午後 6:30	西蒲田事務所

# 南部けんり春闘集会に参加

## ——菱山さんの話と組合結成の報告に感動

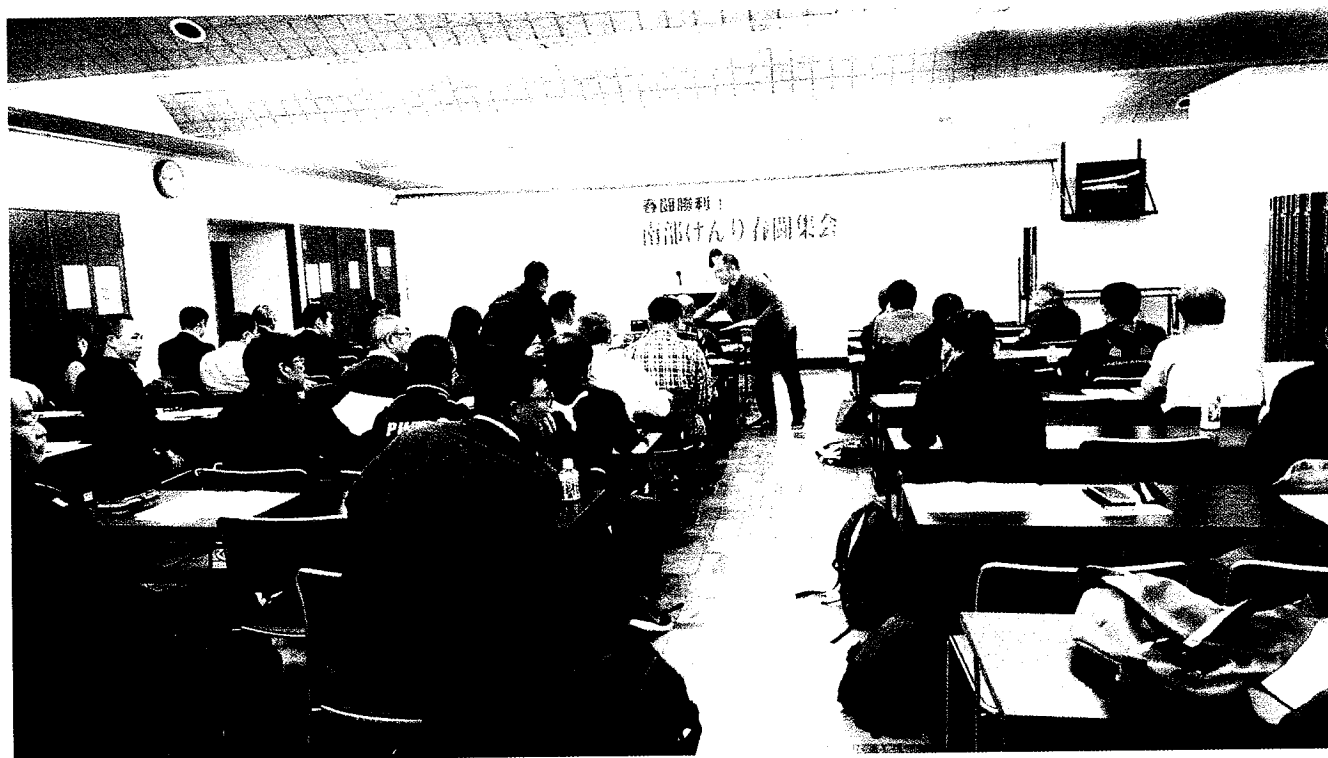
3月29日に大田区消費者生活センターで春闘勝利!南部権利春闘集会に参加した。

最初に菱山南帆子さんが「今こそ安倍政治を終わらせるため」と題した講演をした。小学生の時に闘いを始めるなど自身の経験を中心に、多くの人々への働きかけが何よりも大切だと熱弁をふるった。マルクスに何度も言及するなど、いつもの集会とは違う切り口にびっくりしながらも、絶対にあきらめない、必ず勝つという情熱あふれる話に心を揺り動かされた。

その後、二つの労働組合結成の報告があった。一つは、昨年11月結成の大田区環境公社労働組合。できてから数か月なのに、労働条件を改善していくという決意を強く感じた。会議で論議を積み重ねて確信をつかんできた努力がしっかり感じられた。

もう一つは、全国一般東京南部のピアサポート北分会。介護労働者の権利はもちろん障がい者の権利の確立も図るという報告にえらく感心した。

青年労働者が立ち上がっていることがよく分かった集会だった。地域ユニオンの私たちも、地域の働く仲間と連帯し、さらに前に進んでいこうと思った。



## 5月のユニオン行動日程

- 5月1日(水) 全労協 日比谷メーデー**  
場所 日比谷野外音楽堂  
時間 10時開会(※9:30～舞台に向かって左後に集まる)
- 5月3日(金) 平和といのちと人権を！許すな！安倍改憲発議 憲法集会**  
場所 有明 東京臨海防災公園  
時間 メイン集会 13:00
- 5月9日(木) 安倍9条改憲NO！憲法審査会に自民党改憲案を「提示」させるな！5.9 国会議員会館前行動**  
時間:18時30分～  
場所:衆議院第二議員会館前  
主催:戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会など
- 5月19日(日) 安倍9条改憲NO！憲法審査会に自民党改憲案を「提示」させるな！安倍政権退陣！5.19 国会議員会館前行動**  
時間:14時～  
場所:衆議院第二議員会館前 主催:同上
- 5月25日(土) 「示そう 辺野古NO！の民意を」5.25 国会包囲行動**  
日時: 14時～15時30分  
場所:国会周辺  
共催:基地の県内移設に反対する県民会議など
- 5月30日(木)JAL 大包围 5.30 行動**  
場所 天王洲アイル JAL本社前  
時間 18:15～ (モノレール・りんかい線天王洲アイル)

# ユニテッド航空解雇撤回裁判 東京地裁は不当判決、闘争団は抗議の銀座デモを貫徹!

2年にわたる裁判の判決が3月28日に行われ、会社が法律違反を犯してまで日本人客室乗務員を、組合の違い、国籍の違いで排除し、解雇理由として挙げていた不採算性の算出方法や根拠は、企業秘密であるとして裁判で明らかにしなかった会社を、東京地裁は、全面的に支持する不当判決を下しました。

当日、開廷後、春名茂裁判長は、ニヤニヤした顔で法廷に入り、原告団の切実な要求に対し「請求を棄却する」と一言で判決を下した後、その場を逃げるようにドアから出ていきました。日本の労働法を守らない裁判官、昨年証人尋問で出廷した時の日本人上司を直接指示した米国人責任者を法廷に呼ばなかった春名裁判長は、会社と社会に忖度した。

闘争団は、この不当判決に怒りを持って会社と地裁判決の不当性を社会に訴えるため、4月12日、銀座デモを行いました。金曜の夜、ネオン輝く銀座に闘争団と支援で550名を超える仲間が駆け付け、「ユニテッド闘争団は闘うぞ!」と力強いシュプレヒコールで行進しました。



議長団は東京地裁の不当判決を糾弾する声明文を出しました。(以下全文)

米国ユニテッド航空の客室乗務員として長年働いてきた全労 FA ユナイテッド分会組合員4名(ユニテッド闘争団)の解雇撤回と原職復帰を求めた裁判闘争で、2019年3月28日に東京地方裁判所人事14部、春名茂裁判長裁判官、石川真紀子裁判官、日向輝彦裁判官は原告の訴えを全面的に退け、解雇が有効との不当判決を言い渡した。

これは明らかに事実を歪曲し、悪意に満ちた判決であり、当該だけでなくすべての労働者に対する侮辱である。しかも判決の内容以前に法廷での裁判官らは見下すように請求を棄却すると言っただけ言い放ち退場し、原告と満席の傍聴支援者に対して経緯の一遍もない言語道断の許されない態度だった。全労とユニテッド闘争団はこの不当判決が労働者の権利を著しく踏みにじるものであり、裁判所に対し、そして国家権力に忖度する司法界そのものに対しても強く抗議し糾弾する。

裁判理由はすべて原告の主張を否定し、被告会社の主張及び会社管理職・舟生証人の証言をそのまま上書きしたものだ。全く原告と被告の主張を公正に判断せず、厳密な審査のかけらもない。

第一に解雇当時に原告が直接雇用されていたコンチネンタルマイクロネシア航空(CMI)とそれを実質支配する親会社ユニテッド航空(UA)との関係性を、CMI 単体だけの問

題だと会社の主張そのままの判断を基調としたことが最大の問題点だ。2社の役員人事も同一、合併へ向けて客室乗務員もすべてUA雇用になると約束されていた事実も否定した。合併における労働者保護は、厚生省指針でも明らかなのに度外視し解雇を正当化した。整理解雇の4要件をすべて満たすと言うが、会社が倒産など高度な経営危機に陥っている証拠も具体的データも「企業秘密」だと開き直り何も立証しなかった。むしろ今までより最高の収益を出しているにも関わらず、会社が意図して作り出した「余剰人員」や「不採算性」、そこから導かれた仕組まれた整理解雇でしかない。解雇回避についても原告はジョブシェアなど様々な提案をしたが「早期退職か地上職提案を拒否したのだから解雇は妥当」との判断だ。

乗客の安全を守り続けた20年以上のベテラン乗務員をこれほどまでに軽々しく扱うのか。しかも会社の地上職提案は何の確約も無く明らかに偽装請負の職安法違反で裁判所自ら法律違反を認める国家犯罪だ。団交も成田ベース閉鎖前提のゴリ押しで組合提案は一切無視だ。(続く。松下)

## 増え続ける非正規雇用者

### —労働者の生命と権利を奪い続ける財界と安倍政権—

安倍首相は、「この国から非正規という言葉をなくす」と言いましたが、実態は全く逆行しています。

2月の労働力調査では、非正規社員は2157万人に達し、その平均年収は175万円です。働いても生活のできないワーキングプアが広がっているのです。

生活が厳しいのは、正社員も同じです。何年勤めても賃金が上がらない「固定賃金制」が広がっています。

労働組合のない職場では、企業がいとも簡単に「賃下げ」をします。企業が好き放題に総額人件費を削減して搾取に励んでいます。

その上、4月1日から改悪された労働法が施行されてしまいました。

- ・残業代ドロボーと言われる年収1075万円以上の者に対する残業代不支給
- ・過労死ラインを超える毎月100時間までの残業を容認する労基法改悪
- ・安易に外国人労働者を受け入れる改正入管法

など、政財界が一体となって労働力を安く買い叩こうとしていることが分かります。

第2次安倍政権の発足と同時に実質賃金の低下が始まり、2012年時点の生活水準に戻すには、7.16% (2万3千円) の賃金引き上げが必要になるそうです。

なんとG7のうち、2000年当時と比べて賃下げになっているのは、日本だけです。私達労働者の闘いこそが、この状況を切り開きます。

ともに、がんばりましょう!!!

# 労働と貧困 2019年3月(出典は朝日・東京新聞)

- 5日 日立製作所とグループ会社10社の11社12事業所が昨年4~9月に外国人技能実習機構から技能実習適正化法違反の改善勧告や改善指導を受けていたことが判明。
- 6日 経済的な理由により医療機関での受診が遅れ、2018年に死亡した人が77人いたと全日本民主医療機関連合会(民医連)が発表。うち22人は無保険者。
- 12日 今年の春闘で、電機大手12社のベースアップに相当する「賃金水準改善」が月1千円で決着する見通し。ベアは6年連続だが昨年より500円低い。
- 13日 春闘でベースアップを6年連続で実施するとの大手企業が多いが、上げ幅は輸出産業を中心に前年割れが続出。賃上げ率が2.16%だったと連合が発表(15日)。
- 15日 大阪大や国立がん研究センターなどの研究チームによると1日11時間以上働くグループは基準とした7~9時間のグループと比べて急性心筋梗塞になるリスクが1.6倍。
- 15日 コンビニ店主らが求めるフランチャイズ本部と団体交渉する権利は認めないと中央労働委員会が判断した。本部は団交に応じるとの地方労働委員会の命令を取り消し。
- 18日 東京都内のクリーニングチェーン加盟店のオーナーらが労働組合を結成し、年中無休の撤回などを要求していることがわかった。
- 24日 派遣会社大手のパソナが無期雇用に転換した派遣社員に、通勤手当の支給を開始したのと同時に基本給の時給を減額したことが判明。他の大手でも同様の動きがある。
- 27日 日立製作所が、5年を超えて有期雇用で働き、無期雇用への転換を求めた40代の女性社員に対し、今月末での解雇を通告したことがわかった。
- 28日 医師の働き方改革を議論する厚労省の検討会は、ほとんどの勤務医の残業時間を一般労働者並みの年960時間とする方針を決め、報告書にまとめた。
- 29日 2月完全失業率は2.3%、同月有効求人倍率は1.63倍。
- 29日 法務省のプロジェクトチームの調査によると、2012年~17年の6年間に技能実習生17人が死亡していたことが分かった。
- 29日 厚労省の2018年賃金構造基本統計調査によるとフルタイムで働く労働者の所定内給与(月額)の平均は前年より0.6%多い30万6200円で過去最高。ただ、男女間の賃金格差ははげり、非正社員の給与が減ったことで正社員との格差も2年連続で上昇。